

《保健と健康管理》

☆ 服薬について ☆

服薬等は医療行為とみなされる可能性の高い援助ですが、出来る範囲で、保育園で支援をいたします。したがいまして、本来は実施することが困難であることを認識いただいた上で、ご相談下さい。その際以下の点にご留意ください。

- *医師の処方した薬以外は当園では受付できません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示書に基づき服薬を行うことがあります。
- *主治医の診察を受けるときは、①お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、②保育園では原則として薬の使用ができないこと、この二点をお伝え頂いた上で、朝・夕のみの処方としてもらえないかを医師に尋ねてみてください。
- *たとえば、『熱が高い時』『咳がでる時』に服薬といった、保育園の判断を必要とする薬は、お預かり出来かねます。
- *医師の指示書と共に必要事項を記入した服薬等支援依頼カードと薬を、透明な袋に入れ早番担当職員、クラス担任、事務所職員のいずれかへ必ず手渡してください。
- *薬は必ず1回分ずつに分けて、当日分のみをご持参ください。
- *お子様の名前を薬の容器・袋などに明記してください。
- *ご家庭での与薬方法を担任に伝えてください。
- *薬の種類によっては、お預かり出来ないものもあります。
- *服用しても、体調や症状の回復・緩和がみられない時には、連絡を入れさせていただきます。

◆ 服薬等支援依頼カード ◆

●下記の項目に記入し、本日の薬 1 回分を職員にお渡しください。

月	日	組	園児名
病名	処方した病院名		
薬の種類	飲み薬：粉()包・錠剤()錠・水薬() ぬり薬 ・目薬 ・点鼻薬 ・その他 包帯 ・ガーゼ ・テープ等交換		
薬の名前	与薬時間	食前	食後 その他
	交換時間	その都度 ・	
ぬる部位			
お預かりする薬について		受付者	
☆1 回分にしてください。		担任	
☆粉薬であれば水で飲めるもの。		取扱者	
☆薬には全部、名前を書いてください。			
☆包帯・ガ-ゼ・テープ等はまとめてお預かりできます。			